

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻本 治
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	執行役員人事総務部長 吉井 康富
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	執行役員人事総務部長 吉井 康富
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東1丁目33番8号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中川区万町2415番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 取締役（監査等委員を除く）8名選任の件  
取締役（監査等委員を除く）として、辻本 治、西村武幸、上田孝徳、敦賀啓一郎、辻本晃利、井上 明、園田隆人（社外取締役）および井上 麗（社外取締役）を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
監査等委員である取締役として、亀井徹三、松本 浩および塩路陽香を選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
補欠の監査等委員である取締役として、清水和也を選任する。

< 株主提案（第4号議案から第5号議案まで） >

第4号議案 剰余金処分の件  
当社普通株式1株当たり68円から当社提案配当金額を控除した額を当社提案配当金額に加えて配当額とする（実績EPSの50%相当額から中間配当13円を控除した金額が68円と異なる場合は当該金額に読み替え）。配当総額は当該金額に2026年3月31日時点の配当対象株式数を乗じて算定し、効力発生日は本総会開催日の翌営業日とする。

第5号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件  
定款第14条を変更し、議決権基準日を毎年3月31日から5月15日に変更する（取締役会決議による別途設定も可）。有価証券報告書が総会直前にしか開示されない現状を改め、投資家が十分な検討期間をもって議決権行使を判断できる環境を整備するとともに、6月下旬への総会集中の緩和と株主の主体的関与の拡大を図る。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 取締役（監査等委員を除く）8名選任の件					
辻本 治	419,904	8,681	30	(注) 2	可決（97.97%）
西村 武幸	422,278	6,337	0		可決（98.52%）
上田 孝徳	422,280	6,335	0		可決（98.52%）
敦賀啓一郎	422,279	6,336	0		可決（98.52%）
辻本 晃利	422,295	6,320	0		可決（98.53%）
井上 明	427,036	1,579	0		可決（99.63%）
園田 隆人	422,632	5,984	0		可決（98.60%）
井上 麗	422,645	5,971	0		可決（98.61%）
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
亀井 徹三	422,839	5,837	0	(注) 2	可決（98.64%）
松本 浩	422,838	5,838	0		可決（98.64%）
塩路 陽香	427,839	838	0		可決（99.80%）
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
清水 和也	427,898	777	0	(注) 2	可決（99.82%）

< 株主提案（第4号議案から第5号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第4号議案 剰余金処分の件	97,655	330,959	54	(注) 3	否決（22.78%）
第5号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件	55,934	372,682	54	(注) 1	否決（13.05%）

各議案の可決要件は次のとおりです。

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

以上